

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◆訓 令 鳥取県職員研修規程
◆告 示 鳥取県自治研修所規程の廃止
町の名称の変更

争議行為を行なう旨の通知

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業の認可

都市計画の変更

建築基準法による道路の位置の指定

◆教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員研修規程を次のように定める。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員研修規程

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 一般研修(第三条―第十一条)
- 第三章 特別研修(第十二条―第十五条)
- 第四章 職場研修(第十六条・第十七条)
- 第五章 派遣研修(第十八条)
- 第六章 雑則(第十九条・第二十条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この訓令は、職員の勤務能率の發揮及び増進を図るため、職員の研修の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(研修の種類)

第二条 研修の種類は、一般研修、特別研修、職場研修及び派遣研修とする。

2 一般研修は、職員がその職務を遂行するために必要な一般的知識、教養、技能等を習得させるため、自治研修所において行なう研修をいう。

3 特別研修は、職員がその職務を遂行するために必要な専門的知識、技能等を習得させるため、自治研修所又はその職務に直接関係のある部及び本庁の課(課に相当するものを含む。以下同じ。)並びに地方機関(以下「部等」という。)において行なう研修をいう。

4 職場研修は、職員がその職務を遂行するために必要な知識、技能等を

習得させるため、職員の仕事を通じて行なう研修をいう。

5 派遣研修は、職員がその職務を遂行するために必要な高度の知識、技能等を習得させるため、国、他の地方公共団体等に派遣して行なう研修をいう。

第二章 一般研修

(一般研修の区分)

第三条 一般研修は、次の各号に掲げる研修の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職員に対して行なうものとする。

一 新規採用職員研修課程 新たに採用された職員で行政職給料表の六等級以下の職務又はこれに相当する職務にある職員

二 初級吏員研修課程 行政職給料表の六等級以下の職務又はこれに相当する職務にある職員(前号に掲げる職員を除く。)

三 中級吏員研修課程 行政職給料表の四等級若しくは五等級の職務又はこれに相当する職務にある職員(次号及び第五号に掲げる職員を除く。)

四 上級吏員研修課程 主任の職務又はこれに相当する職務にある職員

五 監督者研修課程 係長若しくは課長補佐の職務又はこれに相当する職務にある職員

六 管理職員研修課程 課長若しくは部長の職務又はこれに相当する職務にある職員

(実施計画の作成等)

第四条 自治研修所長(以下「所長」という。)は、毎年三月三十一日までに、翌年度の一般研修の実施計画を作成し、知事に提出しなければならない。

らない。

2 前項の実施計画には、一般研修の基本方針及び一般研修の期間、科目、時間その他一般研修の実施に関し必要な事項を定めなければならない。

3 所長は、第一項の実施計画の決定があつたときは、当該実施計画を本庁の課及び地方機関の長(以下「課等の長」という。)に通知しなければならない。

(研修予定者の決定等)

第五条 所長は、毎年度当初、当該年度における一般研修の研修予定者を定め、それぞれ課等の長に通知しなければならない。

(研修生の決定等)

第六条 一般研修を受ける者(以下「研修生」という。)は、前条の研修予定者のうちから、研修のつど所長が決定する。ただし、所長が特に必要があると認めるときは、研修予定者以外の者のうちから研修生を決定することができる。

2 所長は、前項の規定により研修生の決定をしたときは、その旨を当該職員及び課等の長に通知しなければならない。

3 課等の長は、前項の通知があつた場合において、特別の理由により当該職員が一般研修を受けることができないと認められるときは、すみやかにその旨を所長に通知し、研修生の決定の取消しを求めなければならない。

(研修生の服務)

第七条 研修生は、所長の指揮監督に服し、所長が別に定める規律を守り、研修に専念しなければならない。

(効果の測定)

第八条 所長は、必要があると認めるときは、試験その他の方法により一般研修の効果の測定をすることができる。

(修了証書の授与)

第九条 所長は、一般研修が終了した場合において、研修生が次の各号に該当するときは、当該研修生に対して修了証書(様式第一号)を授与しなければならない。ただし、所長が修了証書を授与する必要がないと認めるときは、これを省略することができる。

- 一 受講時間数が当該一般研修の時間数の五分の四以上である者
- 二 研修成績が所長が別に定める基準に該当する者

(出席状況等の通知)

第十条 所長は、一般研修が終了したときは、研修生の出席状況その他必要な事項を課等の長に通知しなければならない。

(実施記録の作成等)

第十一条 所長は、一般研修が終了したときは、そのつど研修実施記録(様式第二号)を作成し、保管しておくなければならない。

第三章 特別研修

(実施計画の作成)

第十二条 部等の長は、毎年度特別研修の実施計画を作成し、計画的に特別研修を実施しなければならない。

(所長の助言指導)

第十三条 所長は、部等の長に対し、前条の実施計画の作成その他特別研修の実施に関し必要な事項について助言及び指導をすることができる。

(準用規定)

第十四条 部等において行なう特別研修については、第七条、第八条及び第七条の規定を準用する。

第十五条 自治研修所において行なう特別研修については、第四条から第十一条までの規定を準用する。

第四章 職場研修

(職場研修の実施)

第十六条 課等の長は、その所属する職員に対して、継続的に職場研修を実施するように努めなければならない。

(所長の助言指導)

第十七条 所長は、課等の長に対し、職場研修の実施に関し必要な事項について助言及び指導をすることができる。

第五章 派遣研修

第十八条 派遣研修の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

第六章 雑則

(委託を受けた研修の実施)

第十九条 市町村長等から委託を受けた職員の研修については、この訓令の規定に準じて実施する。

(その他)

第二十条 この訓令に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 事件

夏期一時金要求に関する件

二 日時

昭和四十七年八月二日からこの事件が解決するまで

三 場所

森脇病院に勤務する組合員の所属する全職場（米子市）

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。

鳥取県告示第五百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和四十七年七月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十号

八東町長から申請のあつた町営土地改良（広留野地区開拓道路補修）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年七月

二十四日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第九十号）第二十一条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画を変更するので、同法同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画の種類

公園

二 都市計画を定める土地の区域

境港市花町

三 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇

境港市役所

四 縦覧期間

昭和四十七年七月二十八日から昭和四十七年八月十日まで

鳥取県告示第五百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和四十七年七月二十八日次のとおり指定したので、

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市米原 七六一ノ三	米子市宗像字椎木谷四五一ノ四	幅員 四・五〇メートル 延長 五八九・八〇メートル
米子産業株式会社 代表取締役 長尾 正道	〃 〃 〃 〃 〃 四四三ノ二 四四四ノ二 四四五ノ四 四四五ノ六 字堤ノ下三七五ノ五	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年七月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 小 田 大 吉

鳥取県教育委員会規則第六号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規

則第九号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「二十五号給」を「二十四号給」に改め、同条第五項中「二十五号給」を「二十四号給」に、「二十一号給」を「二十号給」に、「二十六号給」を「二十五号給」に改める。

56,400	47,900	「
61,600	50,100	」
64,100	52,300	を
66,600	54,500	「
69,100	56,400	」
71,500	61,600	を
		「
59,000	47,900	」
61,600	50,100	を
64,100	52,300	「
66,600	54,500	」
69,100	59,000	を
74,800	61,600	「

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。